

資料編

1 北谷町高齢者保健福祉計画審議会及び同策定委員会について

(1) 北谷町高齢者保健福祉計画審議会規則

平成15年10月31日

規則第25号

改正 平成19年3月30日規則第5号

平成20年12月24日規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、北谷町附属機関設置条例（平成20年北谷町条例第22号）第3条の規定に基づき、北谷町高齢者保健福祉計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、北谷町高齢者保健福祉計画に関する事項について、調査及び審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者及びこれに準ずる者
- (2) 町民
- (3) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 審議会に委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は会長が招集し、議長は会長が務める。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、住民福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が委員に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年11月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第5号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第24号)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

(2) 第8次高齢者保健福祉計画審議会名簿

(敬称略・順不同)

	属 性	氏 名
会長	学識経験者	金城 昇
副会長	医療機関院長	玉城 政弘
	北谷町社会福祉協議会副会長	照屋 津年武
	介護サービス事業所代表	高宮城 克
	自治会長・公民館長	島袋 艶子
	シルバー人材センター事務局長	津嘉山 広
	北谷町老人クラブ連合会会長	玉城 清松
	民生委員・児童委員協議会会長	国場 勝子
	介護予防サポーター代表	瑞慶覧 朝宏
	居宅介護支援事業所代表	森山 香
	沖縄県介護保険広域連合	当真 貴嗣

(3) 北谷町高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱

平成15年10月31日

訓令第28号

改正 平成19年3月30日訓令第7号

平成26年3月19日訓令第7号

平成26年3月19日訓令第8号

令和2年3月16日訓令第5号

令和2年12月8日訓令第16号

(目的)

第1条 この訓令は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づき、北谷町高齢者保健福祉計画を策定するために、北谷町高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査、研究するものとする。

- (1) 北谷町高齢者保健福祉計画の策定及び実施に関すること。
- (2) その他北谷町高齢者保健福祉計画の推進に関すること。

(委員会の構成)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 住民福祉部長
- (2) 総務部長
- (3) 建設経済部長
- (4) 教育委員会教育部長
- (5) 保健衛生課長
- (6) 子ども家庭課長
- (7) 企画財政課長
- (8) 基地・安全対策課長
- (9) 経済振興課長
- (10) 都市計画課長
- (11) 土木課長
- (12) 教育委員会社会教育課長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は住民福祉部長とし、副委員長は保健衛生課長とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は必要に応じて委員長が招集し、委員会の議長は委員長が務める。

(委員以外の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第8条 委員会に提出する事項又は委員会から求められた事項について検討及び調整するため、委員会に作業部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会員は、町職員の中から委員長が選任する。

3 部会に部会員の互選により部会長及び副部会長を置く。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、住民福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成15年11月1日から施行する。

(北谷町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 北谷町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱(平成5年北谷町訓令第28号)は、廃止する。

附 則(平成19年訓令第7号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年訓令第7号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年訓令第8号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年訓令第5号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年訓令第16号）

この訓令は、令和2年12月8日から施行する。

（4）第8次高齢者保健福祉計画策定委員会名簿

（敬称略・順不同）

	氏名	所属・役職
委員長	知念 喜忠	住民福祉部長
	岸本 満	総務部長
	根間 朝弘	建設経済部長
	玉那覇 修	教育委員会教育部長
副委員長	稲嶺 盛和	保健衛生課長
	与儀 司	子ども家庭課長
	仲松 明	企画財政課長
	金城 睦彦	基地・安全対策課長
	久田 友一	経済振興課長
	田仲 康児	都市計画課長
	松田 健一	土木課長
	仲地 桃子	教育委員会社会教育課長

(5) 第8次高齢者保健福祉計画作業部会名簿

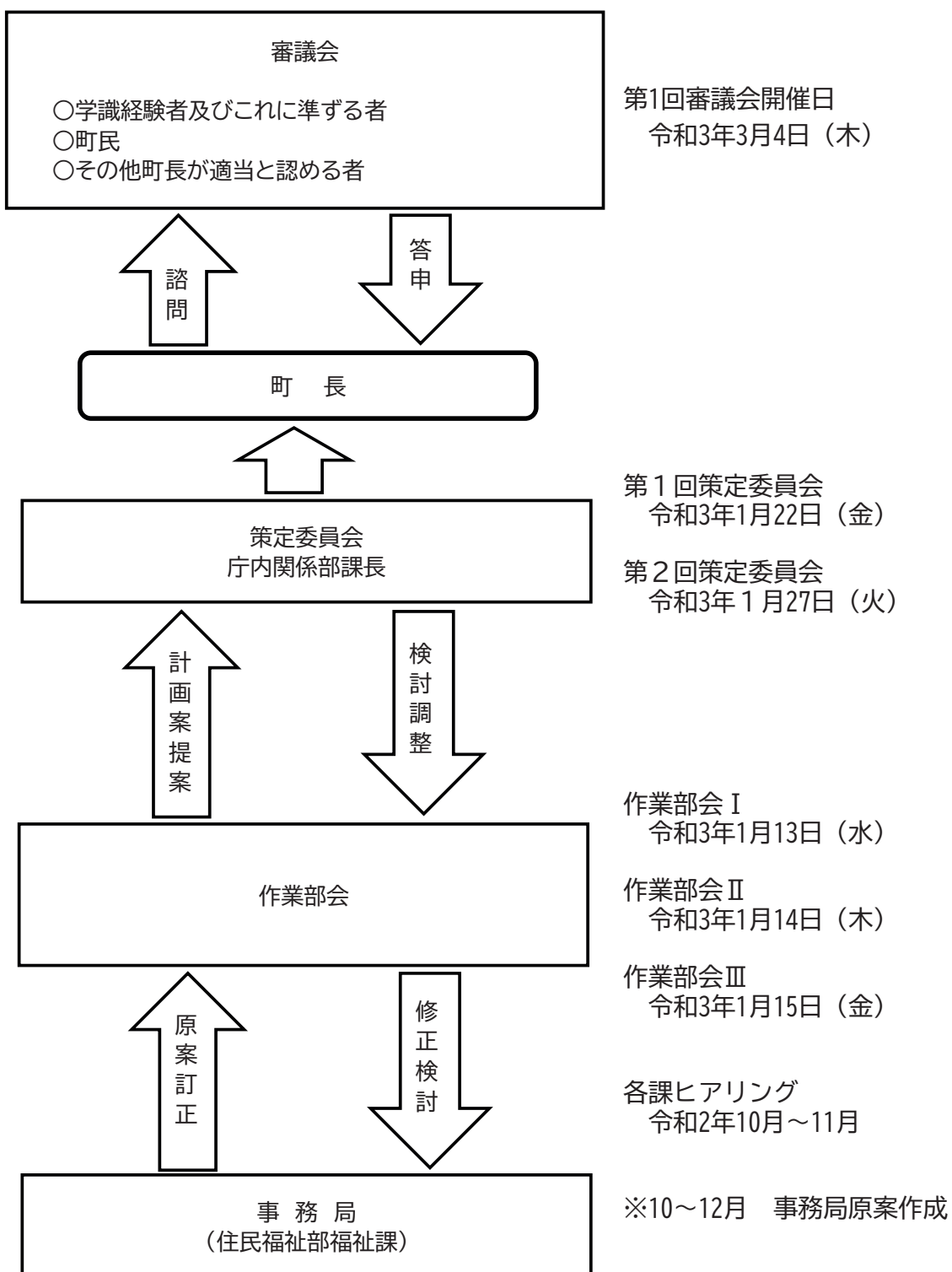
(敬称略・順不同)

氏名	所属
大城 朝乃	町長室
崎原 航	総務課
眞喜志 康仁	企画財政課
渡名喜 俊介	基地・安全対策課
山城 幸代	税務課
座間味 千草	福祉課
與那原 誠子	福祉課
伊波 隆子	住民課
仲村渠 綾子	保健衛生課
大城 トモ子	保健衛生課
櫻井 香	都市計画課
比嘉 伸吾	土木課
渡眞利 幸樹	土木課
伊波 祐	経済振興課
米須 健	経済振興課
平安 崇	社会教育課
比嘉 みゆき	生涯学習プラザ

(6) 事務局

岡田 真琴 比嘉 正彦 高原 充江 花城 可津人

(7) 第8次北谷町高齢者保健福祉計画 策定体制及び日程



第8次北谷町高齢者保健福祉計画 策定経過

日付	会議等	内容
令和2年		
9月28日	ヒアリング1	謝苅区、宇地原区、北谷消防署
9月29日	ヒアリング2	桃原区、栄口区、桑江区、宮城区
9月30日	ヒアリング3	上勢区、シルバー人材センター、北前区、美浜区
10月1日	ヒアリング4	老人クラブ連合会、老人福祉センター、社会福祉協議会、北玉区
10月2日	ヒアリング5	砂辺区、沖縄警察署、後期高齢者医療広域連合
10月5日	ヒアリング6	住民課、税務課、子ども家庭課、福祉課（地域福祉係／障害福祉係）
10月6日	ヒアリング7	保健衛生課（国保係）、社会教育課（社会教育係）、入所施設代表、民生委員・児童委員
10月12日	ヒアリング8	ケアマネージャー・アドバイザー、土木課（公園係・道路係）、美浜区
10月13日	ヒアリング9	都市計画課、学校教育課、社会教育課（社会体育）、生涯学習プラザ
10月14日	ヒアリング10	上下水道課、経済振興課（農林水産係・商工労務係）、町立図書館、町長室
10月15日	ヒアリング11	基地・安全対策課、保健衛生課（環境衛生係・健康係）
10月28日	ヒアリング12	総務課
令和3年		
1月13日	第1回作業部会	計画書原案の確認と協議（テーマ別）
1月14日	第2回作業部会	計画書原案の確認と協議（テーマ別）
1月15日	第3回作業部会	計画書原案の確認と協議（テーマ別）
1月22日	第1回策定委員会	計画書原案の確認と協議（第1回）
1月27日	第2回策定委員会	計画書原案の確認と協議（第2回）
2月1日～ 2月28日	パブリックコメント	2月28日までパブリックコメントを募集
3月4日	第1回審議会	計画書案の内容確認と協議

※審議会：第8次北谷町高齢者保健福祉計画審議会

※策定委員会：第8次北谷町高齢者保健福祉計画策定委員会

※作業部会：第8次北谷町高齢者保健福祉計画作業部会

(8) 社会参加アンケート調査票

「第8次高齢者保健福祉計画」アンケート調査

今年度、本町におきましては第8次高齢者保健福祉計画の策定年度となっております。そこで、65歳以上の町民の日々の活動状況を調査し、第8次高齢者保健福祉計画の参考にさせて頂きたいと思っておりますので、アンケートの回答にご協力お願い申し上げます。

 記入方法：該当する項目にシ点 (☑) を記入してください。

あなたについて						
1 性別	2 年齢層					
<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 60代	<input type="checkbox"/> 70代	<input type="checkbox"/> 80代	<input type="checkbox"/> 90代以上		
3 行政区						
<input type="checkbox"/> 上勢区	<input type="checkbox"/> 桃原区	<input type="checkbox"/> 栄口区	<input type="checkbox"/> 桑江区	<input type="checkbox"/> 謝苅区	<input type="checkbox"/> 北玉区	
<input type="checkbox"/> 宇地原区	<input type="checkbox"/> 北前区	<input type="checkbox"/> 宮城区	<input type="checkbox"/> 砂辺区	<input type="checkbox"/> 美浜区		
4 世帯構造						
<input type="checkbox"/> 単独世帯		<input type="checkbox"/> 夫婦のみ世帯			<input type="checkbox"/> 同居世帯	
あなたの活動について（令和2年10月31日時点の状況についてお答え下さ						
5 以下のような会・グループ・サークルなどにどのくらいの頻度で参加していますか。						
※ (1)～(8)それぞれ該当するものに ☑						
	週4回以上	週に2～3回	週に1回	月に1～3回	年に数回	参加していない
(1) ボランティアのグループ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) スポーツ関係のグループやクラブ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 趣味関係のグループ 【例：三線、琉舞、カラオケなど】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 学習・教養サークル 【例：書道、俳句など】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) 老人クラブの活動	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) 自治会・公民館の活動	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7) 収入のある仕事	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(8) その他定期的な集まり (模合やお茶会なども含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

裏面へ続く 

